

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日は、
休日は、
翌日
（この日）

目次

◇告 示 昭和四十七年度鳥取県一般会計予算等

昭和四十七年度鳥取県一般会計補正予算等

告 示

鳥取県告示第二百九十号

昭和四十七年二月定例県議会で三月二十四日議決された昭和四十七年度鳥取県一般会計予算、昭和四十七年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算、昭和四十七年度蒜山大山有料道路事業特別会計

予算、昭和四十七年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和四十七年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、昭和四十七年度鳥取県電気事業会計予算、昭和四十七年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、昭和四十七年度鳥取県管理立事業会計予算及び昭和四十七年度鳥取県宮病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和47年度鳥取県一般会計予算

昭和47年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,412,060千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3

表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 県 税		7,831,628 千円
	1 県 民 税	1,388,057
	2 事 業 税	1,836,092
	3 不 動 産 取 得 税	367,296
	4 県 た ば こ 消 費 税	489,446
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	207,878
6 料 理 飲 食 等 消 費 税	1,048,936	

2 地 方 議 与 税	7 自 動 車 税	1,082,368											
		8 釵 区 税	1,908										
			9 狩 猟 免 許 税	10,451									
				10 自 動 車 取 得 税	442,554								
					11 軽 油 引 取 税	947,236							
						12 入 猟 税	9,406						
							1,214,349	1,095,340					
									2 石 油 ガ ス 議 与 税	119,009			
										3 地 方 交 付 税	21,638,122		
											1 地 方 交 付 税	21,638,122	
												4 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	105,104
													1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
5 分 担 金 及 び 負 担 金	1,508,562												
	1 分 担 金	580,887											
		2 負 担 金	927,675										

6 使用料及び手数料	1 使用料	489,730
	2 手数料	230,945
7 国庫支出金		22,519,991
	1 国庫負担金	7,252,635
	2 国庫補助金	15,146,644
	3 委託金	120,712
8 財産収入		210,538
	1 財産運用収入	51,759
	2 財産売却収入	158,779
9 寄附金		39,233
	1 寄附金	39,233
10 繰入金		53,431
	1 特別会計繰入金	53,431
11 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000

12 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	30,057
	2 県預金利子	70,000
	3 公営企業貸付金元利収入	435,000
	4 貸付金元利収入	4,777,594
	5 受託事業収入	185,771
	6 収益事業収入	12,100
	7 雑収入	197,845
13 県債		2,762,000
	1 県債	2,762,000
歳入	合計	64,412,000
歳出	1 議会費	224,927
	1 議会費	224,927
	2 総務費	2,981,657
款	項	金額
		千円

3 民 生 費	1 總 務 管 理 費	2,008,441	5 勞 働 費	2 環 境 衛 生 費	166,776
	2 企 業 費	157,032		3 保 健 所 費	531,138
	3 徵 稅 費	437,440		4 医 業 費	957,443
	4 市 町 村 振 興 費	175,547			450,745
	5 選 挙 費	14,695		1 勞 政 費	106,398
	6 防 災 費	21,990		2 職 業 訓 練 費	198,146
	7 統 計 調 査 費	98,743		3 失 業 對 策 費	112,307
	8 人 事 委 員 會 費	37,568		4 勞 働 委 員 會 費	33,894
	9 監 査 委 員 會 費	35,201			11,082,431
4 衛 生 費	1 社 會 福 祉 費	1,444,626	6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	3,501,511
	2 兒 童 福 祉 費	1,692,300		2 畜 産 業 費	640,811
	3 生 活 保 護 費	1,154,913		3 農 地 費	4,105,660
	4 災 害 救 助 費	4,330		4 林 業 費	2,132,020
				5 水 産 業 費	702,429
1 公 衆 衛 生 費		2,691,558	7 商 工 費		4,612,885
		1,036,201		1 商 業 費	2,174,577

8 土 木 費	2 工 鉱 業 費	2,400,600
	3 観 光 費	37,708
	1 土 木 管 理 費	161,611
	2 道 路 橋 り よ う 費	7,677,692
	3 河 川 海 岸 費	3,654,984
	4 港 湾 費	870,494
9 警 察 費	5 都 市 計 画 費	3,340,276
	6 住 宅 費	780,287
	1 警 察 管 理 費	2,673,701
	2 警 察 活 動 費	400,206
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	1,084,515
	2 小 学 校 費	5,728,970
	3 中 学 校 費	3,204,162

11 災 害 復 旧 費	4 高 等 学 校 費	4,580,100
	5 特 殊 学 校 費	611,844
	6 社 会 教 育 費	524,088
	7 保 健 体 育 費	136,379
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	384,485
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	488,565
	873,000	
12 公 債 費	1 公 債 費	1,234,499
	1 公 營 企 業 支 出 金	154,696
	2 娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	15,826
13 諸 支 出 金	3 自 動 車 取 得 税 交 付 金	294,298
	14 予 備 費	70,000
1 予 備 費	70,000	
歳 出 合 計	64,412,000	

第2表 債務負担行為

1 新規

事項	期 間	限 度 額
地方職員住宅及び土地賃借料	昭和47年度から昭和73年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額62,601千円並びに同物件にかかる公租公課、火災保険料及び建設期間にかかる経過利息に相当する金額の合計額
看護学生等修学資金貸付金	昭和47年度から昭和49年度まで	8,580
保母修学資金貸付金	昭和47年度から昭和48年度まで	1,440
農業近代化資金給付	昭和47年度から昭和67年度まで	融資総額3,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額
農業近代化推進資金給付	昭和47年度から昭和53年度まで	融資総額650,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額
農村青年経営安定資金給付	昭和47年度から昭和54年度まで	昭和47年度に貸し付けた農業改良資金(農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金)75,000千円に対する

農村若夫婦個室改善資金給付	昭和47年度から昭和55年度まで	昭和49年度から昭和50年度までの約定償還金にあてため、鳥取県信用農業協同組合連合会が同資金の借受者に、約定償還金に相当する範囲内で貸付けを行なった額の各年度の融資残高の4/100に相当する金額
果樹災害対策利子補助	昭和47年度から昭和48年度まで	昭和47年度における果樹災害について、鳥取県果実農業協同組合連合会及び鳥取県経済農業協同組合連合会が3,450千円以内で行なう利子補助額の1/3に相当する金額
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	昭和47年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本178,653千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかつた元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額
漁業近代化資金	昭和47年度から昭和	融資総額300,000千円を限度とし、

利 子 補 給	63年度まで	各年度の融資残額の4/100に相当する金額
移住者営農資金 利 子 補 給	昭和47年度から昭和56年度まで	融資総額1,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2/100に相当する金額
転用水田取得資金 利 子 補 助	昭和47年度から昭和53年度まで	融資総額500,000千円を限度とし、各年度の融資残高の1/100に相当する金額
野菜価格安定対策 事 業 補 助	昭和47年度	67,319
一般国道180号道路 改良(明地トンネル)工事	昭和47年度から昭和48年度まで	390,000
鳥取駅前及び米子駅前通り土地区画整理 事業に伴う貸付金に ついて、財団法人鳥 取県信用保証協会が 信用保証をするもの にかかるとる損失補償 金	昭和47年度から昭和65年度まで	鳥取駅前及び米子駅前通り土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等について、財団法人鳥取県信用保証協会が中小企業信用保証法の対象とならない事業者の信用保証を行わない求償権を行使しても回収不能となり損失が発生した場合、当該損失の額の35パーセントに相当する額

特別県営住宅購入	昭和47年度から昭和77年度まで	68,213
警察職員住宅及び 土地賃借料	昭和47年度から昭和71年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額115,784千円並びに同物件にかかる公租公課及び火災保険料に相当する金額の合計額
公立学校共済組合 教職員住宅賃借料	昭和47年度から昭和72年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額72,352千円並びに同物件にかかる公租公課及び災害補てん引当金に相当する金額の合計額
青英奨学生貸付金	昭和47年度から昭和54年度まで	36,120

2 変 更			
補 正 前	補 正 後	事 項	限 度
八橋警察署 土地賃借料	八橋警察署 土地賃借料	昭和46年度 から昭和56 年度まで	昭和46年度 から昭和55 年度まで
当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額42.5千円並びに同物	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額41.5千円並びに同物		

件にかか る公租公 課に相当 する金額 の合計額	件にかか る公租公 課に相当 する金額 の合計額
育英奨学生 昭45年度 から昭45 年度まで	育英奨学生 昭45年度 から昭45 年度まで
25,824	30,360
育英奨学生 昭46年度 から昭46 年度まで	育英奨学生 昭46年度 から昭46 年度まで
25,824	30,360

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東部特別養護老人 施設建設費	千円 64,000	証券借入れ又は証 書発行の方法によ り資金運用部、郵 政省、その他より 借入れれるものと する。ただし、事 業又は県財政の都 合により起債額の 全部又は一部を翌 年度に繰り延べて	10以内 %	借入年度から1年す え置き、じ後24年度 間に償還するものと する。ただし、県財 政その他の都合によ りすえ置き及び償還 年限を短縮又は延長 して起債し、あるい はすえ置き又は償還 期間中であつても償

起債することか で	還年限を短縮し、延 長し、又は繰上償還 を行ない、若しくは 借換えすることか で
衛生研究所増築費	30,000
医務費	60,000
農業関係試験場整備費	30,000
治山費	39,000
漁港建設費	48,000
道路新設改良費	19,000
河川改良費	494,000
海岸保全費	5,000
港湾建設費	78,000
砂防費	95,000
都市開発事業費	56,000
公営住宅建設費	257,000
警察施設費	40,000

教育研修所建設費	62,000	同	上	同	上
盲聾学校整備費	5,000	同	上	同	上
養護学校整備費	28,000	同	上	同	上
文化施設建設費	87,000	同	上	同	上
治山施設災害費	81,000	同	上	同	上
漁港施設災害費	14,000	同	上	同	上
建設災害復旧費	137,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができる。	上

港湾災害復旧費	7,000	同	上	同	上
直轄道路事業費	597,000	同	上	同	上
直轄河川事業費	253,000	同	上	同	上
直轄全海事業費	41,000	同	上	同	上
境港管理組合費	135,000	同	上	同	上
自然保護対策費	100,000	記名式利付交付公債(証券)発行の方法による。	7.6以内	交付公債(証券)の発行年度から2年すえ置き、以後8年度支払うものとする。	上
計	2,862,000				

昭和47年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和47年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,791千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金額 千円	
1 事業収入	業 收 入	1 用品調達事業収入	43,589	
		2 自動車管理事業収入	6,546	
		3 集中管理事業収入	81,512	
		合 計	131,647	
		2 財産収入	1 財産売却収入	1,400
		3 繰越金	1 繰越金	4,744
歳 入	合 計		137,791	
歳 出	款	1 事業費	135,266	
		1 用品調達事業費	43,589	
		2 自動車管理事業費	10,091	

歳 出	款	項	金額 千円
2 諸支出金	支 出 金	1 繰 出 金	1,500
		3 予 備 費	1,025
		1 予 備 費	1,025
合 計			137,791

昭和47年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和47年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ790,492千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金額 千円
1 証 紙 収 入			783,600

2 繰 越 金	1 証 紙 収 入	783,600
	1 繰 越 金	6,892
歳 入	合 計	790,492

歳 出

1 一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	783,600
	1 一 般 会 計 繰 出 金	783,600
2 諸 支 出 金	1 債 還 金	1
	1 債 還 金	1
3 予 備 費	1 予 備 費	6,891
	1 予 備 費	6,891
歳 出	合 計	790,492

昭和三十七年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和三十七年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,080千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 貸 付 金	8,850
	1 国 庫 貸 付 金	8,850
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,746
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,746
3 繰 越 金		5,844

4 諸 収 入	1 繰 越 金	5,844
	1 貸付金元利収入	26,640
	2 雑 入	166
歳 入 合 計		46,080

歳 出

1 母 子 福 祉 社 資 金 費	1 母子福祉資金貸付事業費	46,080
	合 計	46,080
	歳 出 合 計	46,080

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金貸付金	昭和47年度から昭和50年度まで		18,876千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	8,850千円	政府の定める方法による。	無利子%	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。

昭和47年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和47年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金 額
1 繰 入		15,122千円

2	繰入金	1 一般会計繰入金	15,122
		1 繰越金	59
3	収入	1 貸付金元利収入	4,585
	歳入	合計	19,766

1	寡婦福祉資金貸付事業費	1 寡婦福祉資金貸付事業費	19,766
		合計	19,766

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
修学資金貸付金		昭和47年度から昭和50年度まで	1,026千円

昭和47年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和47年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,367,328千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	1 国庫支出金	15,000千円
	1 国庫補助金	15,000
2	2 繰入金	366,070
	1 一般会計繰入金	366,070
3	繰越金	27,499

4 諸収入	1 繰越金	27,499
	1 県預金利子	3,343
	2 貸付金元利収入	312,078
5 県債	3 雑収入	2,458
	1 県債	640,880
合計		1,367,328

歳出	1 中小企業近代化資金貸付	1,367,328
	1 中小企業近代化資金費	1,367,328
	合計	1,367,328

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付	千円 640,880	中小企業振興事業団の定める方法による。	4.1%	中小企業振興事業団業務方法書に基づく都道府県に対する資金貸付率則第5条に定める方法による。

昭和47年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和47年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302,365千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額	
		千円	円
1 国庫支出金	1 国庫補助金	76,812	76,812
2 繰入金			49,770

歳入	歳入	歳入		合計	302,365
		歳入	歳入	歳入	1
歳出	歳出	歳出		合計	302,365
		歳出	歳出	歳出	1
歳入	歳入	歳入		合計	302,365
		歳入	歳入	歳入	1
歳出	歳出	歳出		合計	302,365
		歳出	歳出	歳出	1

昭和47年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和47年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳入予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は120,346千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第65号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入	1 財産売却収入	30,055
	2 財産運用収入	1
2 繰入金	1 一般会計繰入金	47,567
		47,567
3 繰越金	1 繰越金	1
		1
4 諸収入		16,722

5 県	1 受託事業収入	12,591
	2 雑入	4,131
債		26,000
歳入	1 県債	26,000
	合計	120,346

1 県営林事業費	1 職員費	31,815
	2 造林事業費	18,656
	3 保育事業費	58,406
	4 処分事業費	1,950
	5 公有林野分収造林事業費	54
	6 管理事業費	9,465
歳出	合計	120,346

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
県営林事業費	26,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から20年ずえ置き、以後10年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるとする。
計	26,000			

昭和47年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和47年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,838千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	63,178
		千円
2 繰入	1 一般会計繰入金	2,491
		金
3 繰越金	1 繰越金	1,694
		金
4 諸収入	1 雑収入	2,475
		金
歳入	合計	69,838

歳 出

款	項	金額
1 事業費	1 事業費	55,455
		千円
2 公債費	1 公債費	14,383
		金
歳出	合計	69,838

昭和47年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和47年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,495千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事業収入		27,003
		千円

	1 事業収入	27,003
2 繰入金	1 一般会計繰入金	5,481
3 繰越金	1 繰越金	1
4 諸収入	1 雑収入	10
歳入	合計	32,495

	1 有料道路大山環状道路費	15,226
1 有料道路大山環状道路費	1 有料道路大山環状道路費	15,226
2 公債費	1 公債費	17,269
歳出	合計	32,495

昭和47年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算

昭和47年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,585千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	10,011
2 繰入金	1 一般会計繰入金	20,523
3 繰越金	1 繰越金	1
歳入	合計	30,585

歳出	款	項	金額 千円
1	有造料道路事業 三期高原費	1	有造料道路三期高原費
			有造料道路三期高原費
		合計	7,633
2	公債費	1	公債費
		合計	22,902
合計	合計	合計	30,535

昭和47年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算

昭和47年度鳥取県の赤山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,164千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額 千円
1	諸収入	11,164

歳入	雑入	金額 千円	
合計	合計	11,164	
1	公債費	1	公債費
		合計	11,164
合計	合計	11,164	

昭和47年度鳥取県県営駐車場事業特別会計予算

昭和47年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,777千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額 千円
1	事業収入	7,836

歳 出 合 計	55,047
---------	--------

昭和47年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和47年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,394千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		100
	1 国 庫 委 託 金	100
2 財 産 収 入		122,844
	1 財 産 売 払 収 入	122,844
3 繰 入 金		36,448
	1 一 般 会 計 繰 入 金	36,448

4 繰 越 金	1
1 繰 越 金	1
5 諸 収 入	1
1 雑 入	1
歳 入 合 計	159,394

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校水産実習船費		159,394
	1 県立学校水産実習船費	159,394
歳 出 合 計		159,394

昭和47年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

昭和47年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,210千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	分担金及び負担金	1 負担金	1,105
		1 一般会計繰入金	1,105
歳入合計			2,210

歳出	款	項	金額
1	中海地区新産業 都市建設協議会費	1 中海地区新産業 都市建設協議会費	2,210
		1 中海地区新産業 都市建設協議会費	2,210
歳出合計			2,210

昭和47年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和47年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 112,008,000KWH
- (2) 袋川及び佐治川発電所調査費 (収益的収入及び支出) 6,100千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 収入 | 支出 |
| 第1款 電気事業収益 417,321千円 | 第1款 電気事業費用 399,149千円 |
| 第1項 営業収益 414,300千円 | 第1項 営業費用 261,470千円 |
| 第2項 営業外収益 3,021千円 | 第2項 営業外費用 137,679千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 119,921千円は当年度分損益勘定留保資金79,888千円、繰越利益剰余金処分額31,000千円及び過年度損益勘定留保資金9,033千円で補てんするものとする。)

- | | |
|------------------|------------------|
| 収入 | 支出 |
| 第1款 資本的収入 11千円 | 第1款 資本的収入 11千円 |
| 第1項 固定資産売却代金 1千円 | 第1項 固定資産売却代金 1千円 |
| 第2項 投資償還金 10千円 | 第2項 投資償還金 10千円 |

支 出

第1款 資本的支出	119,932千円
第1項 建設改良費	6,100千円
第2項 企業債償還金 (一時借入金)	113,832千円

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	137,272千円
(2) 交 際 費	470千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち31,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金	31,000千円
-----------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和47年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和47年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量	15,496,800立方メートル
(2) 日野川工業用水道建設事業 (収益的収入及び支出)	工事費 41,900千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金31,648千円を借り入れる。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	101,037千円
第1項 営業収益	48,631千円
第2項 営業外収益	52,406千円
支 出	

第1款 工業用水道事業費	167,225千円
第1項 営業費用	82,690千円
第2項 営業外費用 (資本的収入及び支出)	84,535千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	106,625千円
第1項 企業債	24,000千円
第2項 出 資 金	20,010千円
第3項 他会計からの長期借入金	49,655千円
第4項 建設助成金	12,900千円

第5項 建設収入 60千円

支 出

- 第1款 資本的支出 106,625千円
- 第1項 建設改良費 41,900千円
- 第2項 企業債償還金 64,725千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
工業用水道 事業費に充 当	24,000	証券借入れ又は証券 発行の方法により資金 運用部、郵政省、その 他より借り入れするも のとする。 ただし、事業又は県 財政の都合により起債 額の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	10以内	借入年度から5年すえ 置き、以後25年度間に償 還するものとする。 ただし、県財政その他 の都合によりすえ置き及 び償還年限を短縮又は延 長して起債しあるいはす え置き又は償還期間中 あつても償還年限を短縮 し、延長し、又は繰上償 還を行ない、若しくは借 換えすることができるも のとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、44,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 38,732千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、52,185千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和47年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和47年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 境港外港地区売却面積 40ヘクタール
- (2) 米子港旗ヶ崎地区埋立事業 工事費 300,000千円
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 埋立事業収益	1,020,632千円	第1款 埋立事業費	1,018,777千円
第1項 営業収益	1,020,621千円	第1項 営業費用	955,794千円
第2項 営業外収益	11千円	第2項 営業外費用	62,983千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 179,579千円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)			
収入		支出	
第1款 資本的収入	301,208千円	第1款 資本的支出	480,787千円
第1項 企業債	300,000千円	第1項 建設改良費	301,198千円
第2項 他会計からの長期借入金	1,198千円	第2項 企業債償還金	179,589千円
第3項 建設収入	10千円	(継続費)	

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	米子港榎ヶ崎地区埋立事業	千円 2,433,930	47年度	300,000千円
				48年度	1,080,400千円
				49年度	758,340千円
				50年度	295,190千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	千円 300,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借り入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	% 10以内	借入年度から2年ずえ置き、その後8年度間に償還するものとする。 ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。

00361

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、450,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 16,506千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和47年度鳥取県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和47年度鳥取県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	598床
(2) 年間入院患者数	181,405人
(3) 年間外来患者数	233,930人
(4) 一日平均入院患者数	497人
(5) 一日平均外来患者数	785人
(6) 主要な建設改良事業	県立中央病院移転新築事業 1,218,000千円 医師公舎建設事業 24,819千円 医療機器備品 17,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益 1,447,782千円

第1項 医業収益 1,248,021千円

第2項 医業外収益 176,130千円

第3項 看護婦養成所収益 23,631千円

支出

第1款 病院事業費用 1,507,632千円

第1項 医業費用 1,443,932千円

第2項 医業外費用 40,069千円

第3項 看護婦養成所費用 23,631千円

(期間外収入及び支出)

第3条の2 期間外収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 期間外収益 4,513千円

第1項 期間外収益 4,513千円

支出

第1款 期間外費用 319千円

第1項 期間外費用 319千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入 1,764,802千円

第1項 出 資 金 102,804千円
 第2項 他会計からの借入金 485,000千円
 第3項 固定資産売却代金 6,963千円
 第4項 貸 貸 料 2,035千円
 第5項 企 業 債 1,218,000千円

支 出

第1款 資本的支出 1,764,752千円
 第1項 建設改良費 1,293,483千円
 第2項 企業債償還金 34,234千円
 第3項 他会計からの借入金償還金 435,000千円
 第4項 貸付固定資産償還金 2,035千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
病院事業費に充当	1,218,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債	10%以内	借入年度から5年すえ置き、以後20年度間に償還するものとする。 ただし、県財政その他の都合により、すえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短

することができ	縮し、延長し、又は繰上げ償還を行ない、若しくは借換えすることができるとする。
---------	--

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち、他の経費の金額に、若しくは、これらの以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 841,515千円
- (2) 交際費 360千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

- (1) 看護要員の確保に要する経費にあてるため 96,884千円
 - (2) 看護婦養成所の施設整備にあてるため 250千円
(たな卸資産購入限度額)
- 第9条 たな卸資産の購入限度額は、461,913千円と定める。

鳥取県告示第二百九十一号

昭和四十七年二月定例県議会で三月二十四日議決された昭和四十七年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和四十七年度鳥取県福祉資金貸付事業特別会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 塚 一 朗

昭和47年度鳥取県一般会計補正予算

昭和47年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,447,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 国庫支出金	1 国庫負担金	7,252,635	88	7,252,723
	2 国庫補助金	15,146,644	951	15,147,595
	3 委託金	120,712	1	120,713

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議会費	1 議会費	224,927	25,868	250,795
		224,927	25,868	250,795
2 総務費	1 総務管理費	2,981,657	4,111	2,985,768
		2,003,441	3,157	2,006,598
		157,032	54	157,086
		175,547	17	175,564
		14,695	312	15,007
		21,990	19	22,009
		37,568	264	37,832
		35,201	288	35,489
		4,296,169	168	4,296,337

4 衛生費	1 社会福祉費	1,444,626	47	1,444,673
	2 児童福祉費	1,692,300	99	1,692,399
	3 生活保護費	1,154,913	22	1,154,935
4 衛生費		2,691,558	460	2,692,018
	1 公衆衛生費	1,036,201	22	1,036,223
	2 環境衛生費	166,776	116	166,892
	3 保健所費	531,138	238	531,376
5 労働費	4 医薬費	957,443	84	957,527
		450,745	1,712	452,457
	2 職業訓練費	198,146	8	198,154
6 農林水産業費	4 労働委員会費	33,894	1,704	35,598
		11,082,431	1,062	11,083,493
	1 農業費	3,501,511	137	3,501,648
	2 畜産業費	640,811	4	640,815
3 農地費		4,105,660	9	4,105,669
	4 林業費	2,132,020	32	2,132,052
7 商工費	5 水産業費	702,429	880	703,309
		4,612,885	106	4,612,991
	1 商業費	2,174,577	18	2,174,595
8 土木費	2 工鉱業費	2,400,600	49	2,400,649
	3 観光費	37,708	39	37,747
		16,485,344	549	16,485,893
9 警察費	1 土木管理費	161,611	323	161,934
	3 河川海岸費	3,654,984	4	3,654,988
	5 都市計画費	3,340,276	222	3,340,498
10 教育費	1 警察管理費	2,673,701	384	2,674,085
		15,870,058	739	15,870,847
	1 教育総務費	1,084,515	639	1,085,154
	4 高等学校費	4,580,100	9	4,580,109
6 社会教育費		524,088	123	524,211
	7 保健体育費	136,379	18	136,397

歳 出 合 計	64,412,000	35,209	64,447,209
---------	------------	--------	------------

昭和47年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

昭和47年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,771千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 入 金		千円 15,122	千円 5	千円 15,127
	1 一 般 会 社 計 金	15,122	5	15,127
歳 入 合 計		19,766	5	19,771

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 寡婦福祉資金貸付事業費		千円 19,766	千円 5	千円 19,771
		19,766	5	19,771

歳 出 合 計	1 寡婦福祉資金貸付事業費	19,766	5	19,771
		19,766	5	19,771

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。】